

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

脳脊髄液漏出症（減少症）は、交通事故などで硬膜から髄液が漏れ出すことにより頭痛や頸部痛、目まいなどの様々な症状が生じるとされ、本県のホームページにも、脳脊髄液漏出症（関連学会の定めた診断基準において確実または確定された者）に対する硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険導入されたことや県内の診療可能な医療機関などの様々な情報提供がなされているところである。

しかし、この疾患の認知度は依然として低く、交通事故などにより罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、後遺障害等級が、労災保険では12級以上の認定がある一方で、自賠責保険制度では適切に認定されず、多くの患者が救済されていないとの報告がある。

海外では、より客観的・専門的に法医学の知見も取り入れながら、被害者にとっても納得できる中立・公正な後遺障害の等級認定システムが構築されている例もある。

よって、国におかれては、公平性や透明性を確保するため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月30日

白山市議会議長 中野 進